

## 区が実施する入札における区内事業者の優遇の拡充について

災害等の非常時に地域維持の担い手となるとともに、平時においても行政運営において多様な連携を行う区内事業者の優遇措置を一層拡充し、受注機会を拡大する必要があるため、平成27年度から区が実施する入札における取扱として下記のとおり実施します。

### 1 区内限定案件の入札の金額要件撤廃

現在実施している区内事業者限定案件の金額要件を撤廃し、原則、区の入札はすべて区内事業者限定とします。

#### 建設工事等競争入札

(1) 区内事業者限定とする工事請負契約

すべての入札案件（原則、工事又は製造の請負、設計、測量、地質調査等すべての希望制指名競争入札及び制限付一般競争入札）

ただし、特別簡易型総合評価方式による入札を除きます。

(2) 内容

区内事業者のみ入札に参加できます。

(3) 指名基準

「港区工事請負等契約指名競争入札参加者指名基準」のとおりです。

なお、区内事業者限定案件として公表した結果、希望申請者数が指名基準数に満たなかった場合は、港区工事請負等契約指名競争入札参加者指名基準に基づき区内事業者を追加指名しません（希望制指名競争入札）。

(4) 入札不調時等の取扱

区内事業者限定案件として行った入札が、全者辞退又は不参により不調となった場合に、改めて実施する2回目以降の入札は、区内事業者限定案件としません。

#### 物品買入れ等競争入札

(1) 対象とする物品買入れ等契約

すべての入札案件（原則、物品の購入、賃貸借、運送、委託等すべての指名競争入札及び希望制指名競争入札）

(2) 内容

区内事業者のみ入札に参加できます。

(3) 指名基準

「港区物品買入れ等契約指名競争入札参加者指名基準」のとおりです。

(4) 入札不調時等の取扱

区内事業者限定案件として行った入札が、全者辞退又は不参により不調となった場合に、改めて実施する2回目以降の入札は、区内事業者限定案件としません。

<※区内事業者限定案件としない場合（建設工事・物品買入れ等競争入札共通）>

① 発注契約の履行が確保されないと認められる場合

- ② 発注予定案件の同種及び同規模の履行実績を有する区内事業者登録数が、建設工事案件については「港区工事請負等契約指名競争入札参加者指名基準」に基づく数に、物品買入れ等案件については「港区物品買入れ等契約指名競争入札参加者指名基準」に基づく数に比して少ない場合

## 2 区内に本店のある事業者の同時受注の上限撤廃

区内に本店がある事業者について、工事契約（設計・調査委託含む。）及び長期継続契約（清掃・設備等）においてこれまで適用していた「同時受注回数の上限（3回）」を撤廃し、無制限とします。

区分	受注回数の上限
区内事業者（本店）	無制限
区内事業者（支店、営業所）※	3回
区外事業者	1回 (長期継続契約（清掃・設備等）は受注不可)

※区内に契約権限を有する代理人を設置し、かつ、支店又は支社等の営業所を置き営業を行うものについては、区内事業者調書を提出し区の認定を受けたものを区内事業者として取り扱っています。なお、区内事業者としての認定には有効期限があり、入札参加資格を更新された場合には再度提出が必要となります。

詳細は港区ホームページ「区内事業者の取扱いについて」をご参照ください。